

# 岐阜市建設工事検査要領

昭和 58 年 7 月 12 日  
決 裁

改正 昭和 60 年 5 月 18 日 昭和 61 年 4 月 30 日  
昭和 62 年 3 月 30 日 平成 3 年 2 月 16 日  
平成 11 年 3 月 25 日 平成 14 年 4 月 1 日  
平成 15 年 3 月 31 日 平成 16 年 4 月 1 日  
平成 16 年 11 月 1 日 平成 18 年 4 月 1 日  
平成 20 年 4 月 1 日 平成 23 年 4 月 1 日  
平成 24 年 4 月 1 日 平成 24 年 8 月 30 日  
平成 26 年 3 月 24 日 平成 27 年 3 月 31 日  
平成 31 年 4 月 16 日 令和 2 年 12 月 22 日  
令和 7 年 3 月 31 日

## (趣旨)

第 1 条 この要領は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項及び岐阜市契約規則（昭和 39 年岐阜市規則第 7 号。以下「契約規則」という。）の規定に基づき、市が行う請負契約による建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事（以下「工事」という。）をいう。）の検査の厳正かつ的確な執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査 検査職員が工事請負契約に基づく給付の完了確認（給付の完了前において行う工事の完成部分の確認を含む。）及び履行途中において契約の適正な履行を確保するために行う確認行為をいう。
- (2) 主任検査監及び検査監 岐阜市処務規則（平成 15 年岐阜市規則第 6 号）第 6 条に規定する者をいう。
- (3) 監督権者 工事を主管する部の長をいう。
- (4) 監督職員 監督権者から工事の監督の執行を命ぜられた者をいう。
- (5) 検査員 監督権者の承認を得て工事検査室長から、選任された者をいう。
- (6) 検査職員 工事検査室長、主任検査監、検査監及び検査員のうち工事の検査を行う者をいう。
- (7) 受注者 工事の請負契約を締結した契約の相手方をいう。

## (検査の方法)

第 3 条 工事の検査は、契約規則第 14 条に規定する書類、岐阜市建設工事検査基準（昭和 58 年 7 月 12 日決裁）、岐阜市建築工事検査基準（昭和 58 年 7 月 12 日決裁）等に基づいて行うものとする。

## (検査の種類)

第 4 条 工事の検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 完成検査 出来形検査及び中間検査において、既に検査した部分を含め工事の完成を確認するための検査
- (2) 出来形検査
  - ア 工事の完成前に代価の一部を支払う場合に行う検査
  - イ 工事を打ち切り、又は契約を解除した場合において、工事の既済部分を確

認するための検査

ウ 部分使用のため、その部分の出来形の確認を行う検査

- (3) 中間検査 工事の施工過程において、監督権者及び工事検査室長が必要と認める場合に、その施工の状況及び材料の適否について確認する検査

(検査の区分)

第5条 工事の検査は、工事検査室においてこれを行う。ただし、工事検査室長が必要と認めた工事の検査は、これを検査員に命じて執行させることができる。

2 工事検査室長、主任検査監及び検査監は、必要があるときは検査員が執行した検査について再検査することができる。

3 工事検査室長、主任検査監及び検査監は、検査物件中専門的な知識又は技能を必要とする部分があるときは、必要に応じその知識又は技能を有する職員の派遣を当該職員の所属する部課の長に依頼し、検査を補助させることができる。

(兼務の禁止)

第6条 検査職員は、次に掲げる工事を除き、工事の監督職員を兼ねることができない。

(1) 維持及び修繕に関する工事で、当該工事の施工後直ちに検査を行わなければ給付の確認が困難なもの

(2) 検査を行うために特別の技術を要する工事で、監督職員以外の職員により行うことが著しく困難なもの

(検査の期日)

第7条 検査は、工事の完成届又は出来形届を受けた日から第16条の規定による14日以内の通知ができると認められる日までに行わなければならない。ただし、検査は、契約の属する年度の末日までに完了するものとする。

(検査員の選定)

第8条 工事検査室長は、年度当初に監督権者の承認を得て工事検査を担当する職員を原則として職位上の職名が主査以上である技術職員のうちからあらかじめ選定しておくものとする。

(検査員の指名)

第9条 検査員の指名は、前条の職員のうちから検査ごとに行うものとする。

2 前条の職員以外の者を検査員に指名するときは、その都度所属長へ通知するものとする。

(検査員の指名時期)

第10条 工事検査室長が検査員を指名する時期は、原則として工事が完成したときとする。

(検査の日時の通知)

第11条 工事検査室長は、検査を実施しようとするときは、工事を主管する課の長（以下「工事主管課長」という。）に対してあらかじめ検査の日時等必要な事項を通知するものとする。

2 工事主管課長は、工事検査室長から検査の日時等の通知を受けたときは、受注者に対しその旨を通知しなければならない。

(検査職員の職務及び権限)

第12条 検査職員は、検査に先立ち工事の施工管理記録、監督職員の指示事項の確認をしなければならない。

2 検査職員は、別に定める検査基準に従って検査を行わなければならない。

3 検査職員は、検査を行うにあたり必要と認めるときは、受注者に工事の一部を破壊させることができるほか、書類及び資料の提出又は事実の説明を求めること

ができる。

- 4 検査職員は、検査の結果の適否を判定しなければならない。
- 5 検査職員は、検査の結果、修補を要する箇所があったときは、軽微な措置で足りるものについて、検査結果指示書（様式第1号）で指示し、その完成を確認するものとする。この場合において、確認を行った検査職員は、軽微な修補完了確認報告書（様式第2号）により工事検査室長に報告しなければならない。
- 6 検査職員は、受注者から修補改造完了届（様式第3号）があったときは、速やかに再検査を行わなければならない。ただし、軽微なものについては、写真等の確認によって再検査に代えることができる。

（検査の準備）

第13条 監督職員は、検査に際し次に掲げるものを準備しておくものとする。

（1） 契約書、設計図書、施工管理記録その他契約履行の記録等検査に必要な書類

（2） 工事現場に必要な測点、基準点その他必要な事項の指示

（3） 検査に必要な用具及び人員

（4） 前3号に掲げるもののほか検査職員があらかじめ指示した事項

（立会人等）

第14条 検査職員は、検査を実施するときは、監督職員、工事担当課の職位上の職名が副主査以上の者、受注者又はその代理人その他必要と認められる関係者を立会わせるものとする。

（工事成績評定）

第15条 監督職員は工事の完成を確認した後に、検査職員は検査を終了したとき（再検査時の評定を除く。）に、岐阜市建設工事成績評定要領（平成16年4月1日決裁）に基づき工事の成績評定を行わなければならない。

（検査結果の通知）

第16条 工事検査室長は、完成届を受けた日から14日以内に、検査職員から検査結果の報告を受け、工事の検査結果を受注者に対し通知（様式第4号）しなければならない。

（工事成績評定結果の通知）

第17条 工事検査室長は、検査職員から第15条に規定する成績評定の結果を受理したときは、速やかに工事の評定結果を受注者に対し通知しなければならない。

（検査調書の作成）

第18条 検査職員は、検査をしたときは、完成検査にあつては検査調書、出来形検査にあつては出来形調書を作成しなければならない。

（工事成績評定結果の報告）

第19条 工事検査室長は、工事成績評定表及び小規模工事成績評定表の評定結果について1月分から12月分までを集計し、翌年1月末日までに契約を主管する部の長に報告しなければならない。

（検査の委託）

第20条 検査の実施に当たり、特に専門的な知識又は技能を必要とする場合その他必要と認められるときは、検査を委託することができる。

（適用除外）

第21条 当初請負金額が50万円以下の工事、及び岐阜市工事請負契約等事務処理要綱第5条第1項第2号に基づき契約する設計金額200万円以下の軽易な工事は、この要領によらないことができる。

（その他）

第 22 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、昭和 58 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 60 年 5 月 20 日から施行し、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、昭和 61 年 4 月 30 日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 3 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 8 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

検 査 結 果 指 示 書

年 月 日

受注者 課長様

検査職員氏名



年 月 日 検査の結果給付内容が不完全ですから指示します。

|                   |     |                    |            |     |          |
|-------------------|-----|--------------------|------------|-----|----------|
| 契約<br>番号          | 第 号 | 工事名                |            | 受注者 | 住所<br>氏名 |
| 工 事 場 所           |     | 岐阜市                |            |     |          |
| 工 期               |     | 自 年 月 日<br>至 年 月 日 | 請負代<br>金 額 |     |          |
| 検査当日の<br>立 会 人    |     | 市 側                | (職 位) (氏名) |     |          |
|                   |     | 受注者側               | (役職名) (氏名) |     |          |
| 不 完 全 な 給 付 の 内 容 |     |                    |            |     |          |
|                   |     |                    |            |     |          |
|                   |     |                    |            |     |          |
|                   |     |                    |            |     |          |
|                   |     |                    |            |     |          |
|                   |     |                    |            |     |          |
|                   |     |                    |            |     |          |
|                   |     |                    |            |     |          |
|                   |     |                    |            |     |          |
|                   |     |                    |            |     |          |
|                   |     |                    |            |     |          |
|                   |     |                    |            |     |          |

上記のとおり受注者 に指示したので確認検査をお願いします。  
備考 この通知書 3 部複写とし、受注者、各課長及び検査職員の控えとする。

工事検査室長 様

課長

軽微な修補完了確認報告書

このことについて、下記のとおり確認しました。

記

|                   |            |   |   |
|-------------------|------------|---|---|
| 契 約 番 号           | 第 号        |   |   |
| 工 事 名             | 工 事        |   |   |
| 工 事 場 所           | 岐阜市        |   |   |
| 受 注 者             | 住 所<br>氏 名 |   |   |
| 修補改造期限            | 年          | 月 | 日 |
| 修補完了年月日           | 年          | 月 | 日 |
| 修補検査年月日           | 年          | 月 | 日 |
| 検 査 確 認 者         |            |   |   |
| 不 完 全 な 給 付 の 内 容 | 回 答        |   |   |
|                   |            |   |   |
|                   |            |   |   |
|                   |            |   |   |
|                   |            |   |   |
|                   |            |   |   |
|                   |            |   |   |
|                   |            |   |   |

注 修補、前後の写真を添付のこと。

様式第 3 号（第12条関係）

修 補 改 造 完 了 届

年 月 日

(あて先)

監督権者岐阜市 部長

受注者 住所  
氏名

下記のとおり、修補改造を完了しました。

記

|           |       |
|-----------|-------|
| 契約番号      | 第 号   |
| 工事名       | 工 事   |
| 工事場所      | 岐阜市   |
| 請負代金額     | 円     |
| 修補改造期限    | 年 月 日 |
| 修補改造完了年月日 | 年 月 日 |
| 修補改造の内容   |       |

注 修補改造工事関連書類を添付のこと。

